

前橋市介護サービス事業者ガイドブック

発行業務 募集要項

1 業務概要及び目的

前橋市（以下「市」という。）では、介護保険制度の案内と事業所リストページからなる介護保険情報ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）の発行にあたり、冊子の編集から印刷製本までの作業とその費用を広告料金収入により賄い、期日までに納品することが可能な事業者を公募します。市の財政負担なしで、民間事業者のノウハウを活用した分かりやすい情報提供を目的とします。

2 業務内容

- (1) 業務名 前橋市介護サービス事業者ガイドブック発行業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 業務基準

- (1) 市は、ガイドブックの作成に必要な行政情報を事業者に提供します。
- (2) ガイドブックの発行にかかる一切の業務は、事業者が行うものとします。ただし、ガイドブックの企画、編集については市と十分協議のうえ実施することとします。
- (3) 発行等にかかる一切の費用について、事業者が広告料金収入で賄うこととし、市はいかなる費用も負担しません。（事業が実施できなくなった場合についても、それまでにかかった費用について市は負担しません。）
- (4) 広告の内容・範囲については、「前橋市広告掲載要綱（令和3年4月1日施行）」及び「前橋市広告掲載取扱基準（平成22年9月29日施行）」に準ずるほか、市が判断します。
- (5) 事業者は、広告の内容に関する責任の一切を負い、問題が生じた場合は、速やかに解決にあたってください。
- (6) ガイドブックに掲載する広告は事業者が募集するものとし、市は、広告主に対して広告の掲載を呼び掛けるなどの行為はしません。

4 応募資格

次の要件を全て満たしている法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をした者または再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立をした者ま

たは再生手続開始の申立をされた者でないこと。

- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 前橋市暴力団排除条例(平成23年前橋市条例第38号)に規定する暴力団員等(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。)でないこと。
- (6) 本市の入札参加資格を有しないものにあつては、本募集に係る公告の日から事業者候補の特定の日までの期間に、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (7) 今回の公募内容と同様の業務実績があること(介護保険に関する冊子以外の実績でも可。)

5 応募方法

発行事業者になろうとするものは、以下の提出書類を指定日時までに提出してください。

- (1) 募集期間：令和6年4月22日(月)～令和6年5月20日(月)まで(当日必着)
 - (2) 提出書類：各2部(正本1部、副本1部)
 - ①様式1から様式11まで
 - ③法人登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)
 - ④納税証明書(上記4(4)に係る発行後3か月以内のもの)
 - ⑤会社概要(パンフレット等)
 - ⑥同様の業務での完成見本
 - ⑦その他、補足資料の添付可
- ※提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出先：前橋市役所 福祉部 介護保険課
 - (4) 提出方法：全て一括して提出してください。郵送でも持参でも可能です。
※持参の場合、受付は午前9時00分から午後5時00分(土曜・日曜・祝日を除く)

6 審査方法等

別紙仕様書の要件を満たした事業者のうち、提出書類をもとに内容を総合的に評価し、選考を行います。その中で、最高得点を獲得した提案者1者を選定します。また、応募者が1者のみの場合は、各評価項目の合計得点が一定基準以上であることを条件に、事業者として決定します。

7 審査項目

別紙「選定評価項目」を参照してください。

8 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、選考審査に参加した全事業者へ、郵送により通知します。

なお、審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対しての異議申立も受け付けません。

- (2) 審査の結果、本業務を請け負う者として決定した事業者は、市と「前橋市介護サービス事業者ガイドブック発行業務に関する協定書」を締結することとします。

9 質問書の提出について

本件に関する質問は、「質問書（様式11）」を提出してください。

- (1) 提出期間：令和6年5月1日（水）まで（当日必着）
- (2) 提出方法：持参または郵送またはメール
※メールにより提出する場合は、必ず電話により着信確認を行うこと。
- (3) 質問に対する回答は、令和6年5月13日（月）までに前橋市ホームページで公開します。

10 その他

- (1) 応募書類提出後、辞退する場合は、「(様式12) 辞退届」を提出してください。
なお、辞退により不利益を被ることは一切ないものとします。
- (2) 応募書類は返却しません。
- (3) 応募にかかる費用は応募者の負担とし、市はいかなる費用も負担しません。

【提出・お問い合わせ先】

前橋市役所 福祉部 介護保険課 給付適正化係
〒371-8601
群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
電話番号 027-898-6157
Email : kaigo@city.maebashi.gunma.jp